様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025　　年　8　月　22　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おおさわとしかいはつ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社大澤都市開発  （ふりがな） おおさわ　よしゆき  （法人の場合）代表者の氏名 大澤　義幸  住　　所　　　　〒532-0011 大阪府大阪市北区梅田1丁目11番大阪駅前第4ビル2階  法人番号　4120001136091  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | 2025年　6　月　24　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ｢DX戦略｣の｢DXビジョン｣｢具体的なDXの方向性｣に記載  URL：https://osawa-group.jp/dxvision | | 記載内容抜粋 | ■DXビジョン 当社は、「和を以て貴しと為す」という経営理念のもと、ステークホルダーとの共創を大切にしてきました。 不動産開発における複雑な問題を、30年にわたるノウハウと人の力で解決してきた歴史があります。 DXの本質は「単なる効率化」ではなく、「知見の共有」「信頼の可視化」「共創の仕組み化」であり、 当社が大切にしてきた価値観をデジタルによってより広く、速く、深く届けることにあります。  ■DXの方向性 「知のデジタル化」による価値の再現性向上 「信頼の可視化」による安心の提供 「共創プラットフォーム」による価値の拡張 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年6月2日開催の取締役会にて承認を得たもの。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | 2025　年　6　月　24　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ｢DX戦略｣内、｢DX戦略の展開｣に記載  URL：https://osawa-group.jp/dxvision | | 記載内容抜粋 | 当社のDX戦略は、下記フェーズで進め、確実にデータ活用をして推進します。  【フェーズ1：現状の見える化とデータ整備】  ・現状把握と課題抽出  各業務フロー（営業、調査、設計、法規、交渉、販売）の業務プロセスをマッピング  属人化している知識・判断ポイントの洗い出し  ・データ基盤の整備  土地情報・顧客データ・案件履歴の一元化（クラウドCRM/DB導入）  紙・Excel業務のデジタル化（契約書、現地調査票など）  ・社内理解と意識改革  DX導入の目的と成果を共有する全社説明会・研修  小さな成功体験（例：進捗共有ツール）で現場の納得感醸成  【フェーズ2：業務のスマート化とスピード強化】  ・営業支援・初期診断のデジタル化  問題土地のパターン別ソリューション事例のデジタル検索システム  顧客からの相談受付〜初期診断をWebフォーム＋AIで即時対応（案件創出スピードUP）  ・顧客・パートナーとのオンライン連携  顧客ポータルの導入（進捗、必要書類、問い合わせなどを一元管理）  行政・設計事務所とのクラウドでの共同作業（データ共有＋やり取り簡素化）  ・決裁・申請など社内手続きの迅速化  稟議・承認を電子化（ワークフローシステム導入）  スマートフォンでの意思決定が可能になる仕組み構築  【フェーズ3：知の資産化と未来の収益基盤創出】  ・「知見」の資産化とAI活用  社員の土地評価・開発シミュレーションノウハウを継承・体系化（ナレッジプラットフォーム構築）  AIによる土地活用提案・テナントマッチングの試行導入  ・収益モデルの転換と拡張  従来型の「開発請負」に加え、デジタルによる「開発コンサル」や「自社プロダクト」展開へ  サブスクリプション型土地診断サービスや、顧客向けレポート自動生成ツールなど  ・デジタル共創ネットワークの確立  顧客、自治体、専門家、事業者とつながる「土地活用共創プラットフォーム」の立ち上げ  オープンイノベーションによる新規ビジネス機会の創出  当社のDX展開は、単なる「効率化」ではなく、「不動産開発という高度な職能」を未来に引き継ぐための知の仕組み化です。  その結果として、より多くの企業や社会課題をスピーディに、そして持続的に解決していける組織を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2025年6月2日開催の取締役会にて承認を得たもの。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ｢DX戦略｣内、｢DX推進の組織体制｣に記載  URL：https://osawa-group.jp/dxvision | | 記載内容抜粋 | 当社代表取締役を実務執行総括責任者とします。 DX推進部署を設置し、デジタル人材の教育・育成を通じてDX担当人材を配置、 ITに関する技術動向の把握や、新規サービス企画を実施します。 また、DXアドバイザー（外部専門家）との連携によって、自社単独で対応できない領域も対応します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ｢DX戦略｣内、｢DX環境整備の具体的対策｣に記載  URL：https://osawa-group.jp/dxvision | | 記載内容抜粋 | 当社は、少数精鋭体制で事業運営をしていることから、迅速な対応力が強みです。今後、新たなデジタル技術の導入や自動化の実現も、迅速に対応します。そして、主には、下記6点に重点を置いた取り組みを推進します。  ・社内ファイルサーバーでのデータ共有 ・社内ネットワーク無線化環境の整備 ・モバイル端末(PC、タブレット等)の社員への貸与 ・VPN接続による安全な接続の確立 ・ビジネスチャットツールの導入による社内コミュニケーション促進 ・オフィス内のIoT対応の推進 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略 | | 公表日 | 2025　年　6　月　24　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ｢DX戦略｣内、｢DX戦略の達成目標｣に記載  URL：https://osawa-group.jp/dxvision | | 記載内容抜粋 | 【業務効率化・プロセス改善に関する指標】 ・営業・企画・設計・法務等の各業務の平均処理時間20～30%削減を目安  【顧客・パートナー体験向上に関する指標】 ・案件完了後、顧客満足度アンケートなどによるスコア　 　年平均80店以上  【事業成果・収益性への貢献に関する指標】 ・案件着手から完了までの平均日数5日短縮を目指す  など |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025　年　6　月　24　日より発信 | | 発信方法 | 当社ホームページ｢DX戦略｣内、「情報発信」にて発信  URL: https://osawa-group.jp/dxvision | | 発信内容 | 当社は、デジタル技術の活用を通じてお客様への価値提供を進化させ、業界全体の持続的発展に貢献してまいります。 DX推進は経営の最重要課題のひとつであり、経営トップである私自身が先頭に立って取り組んでいきます。 DXビジョン、戦略、推進体制については、当社Webサイトにて随時発信しており、今後も透明性をもってステークホルダーの皆様に、顧客専用ポータル、定期メールレターなどを通じてご報告いたします。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4　月頃　～　2025　年　6　月頃 | | 実施内容 | 実務執行責任者として当社代表取締役とその他役員とが確認のうえ、｢DX推進指標｣による自己分析を行い、IPAの｢DX推進指標自己診断フォーマット｣に、自己診断結果を記したものを提出しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025　年　6　月頃　～　2025　年　7　月頃 | | 実施内容 | ■セキュリティアクション プライバシーポリシーに基づく管理、統制管理と対策の実施を通じて、個人情報保護等への取り組みを実施し、当社の情報セキュリティ基本方針を定め、セキュリティアクション2つ星を宣言しています。  ■監査･チェックについて プライバシーポリシーに基づく管理、統制管理と対策の実施を通じて、個人情報保護等への取り組みを実施しています。  ■社員教育について 社員教育の強化による、モラル、情報リテラシー、セキュリティリテラシーに関する教育を実施しています。  ■情報資源管理について 企業の社内ネットワークは、常にウイルス攻撃や不正アクセスといった多様な脅威にさらされています。このような脅威からネットワークを守り情報資産を保護しています。ファイアウォールやアンチスパム、アンチウイルス、Webフィルタリング、IPS、IDSなどの機能のセキュリティ対策を一元管理しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。